

国の施策との関係

理化学研究所は、国立研究開発法人理化学研究所法に基づき、科学技術（人文科学のみに係わるものを除く。）に関する試験及び研究等を総合的に行うことにより科学技術の推進の向上を図ることを目的として設立され、以下の業務を行うものとされています。

1. 科学技術に関する試験および研究を行うこと。
2. 前号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。
3. 研究所の施設及び設備を科学技術に関する試験、研究及び開発を行う者の共用に供すること。
4. 科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。
5. 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
6. 特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律第5条第1号に規定する業務を行う。

理化学研究所は、これらの業務を文部科学省が定めた中長期目標に基づいて中長期計画を策定し、当該中長期計画について文部科学省の認可を得たうえ、年度計画を作成し、これに基づき上記の業務を進めていきます。これらの業務の実績は、文部科学大臣による評価を受けることになっています。

理化学研究所は、我が国の科学技術の向上につながる先導的・基盤的研究を行っており、その試験研究活動は、主として政府からの運営費交付金等により進められ、独立行政法人である他の試験研究機関等と並んで政府の研究活動の一環として大きな役割を果たしています。